

議案第51号

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与するため、東区千早地区に音楽・演劇練習場を設置する必要があるによる。

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例

福岡市音楽・演劇練習場条例（平成3年福岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

福岡市千早音楽・演劇練習場	福岡市東区千早四丁目
---------------	------------

第2条を次のように改める。

（施設）

第2条 練習場にそれぞれ次に掲げる施設を置く。

- (1) 福岡市千代音楽・演劇練習場 練習室，楽器庫，大道具室その他の施設
- (2) 福岡市祇園音楽・演劇練習場 練習室
- (3) 福岡市大橋音楽・演劇練習場 練習室，楽器庫，大道具室その他の施設
- (4) 福岡市千早音楽・演劇練習場 練習室，楽器庫その他の施設

第6条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第1備考第4項中「徴する」を「徴収する」に改める。

別表第2に次のように加え、同表を別表第3とする。

福岡市千早音楽・演劇練習場	楽器庫	1日	220
---------------	-----	----	-----

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

練習室使用料

区 分		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後3時30分まで	午後4時から午後6時30分まで	午後7時から午後10時30分まで	午前9時から午後3時30分まで	午前9時から午後6時30分まで	午後1時から午後6時30分まで	午後1時から午後10時30分まで	午後4時から午後10時30分まで	午前9時から午後10時30分まで
福岡市千早音楽・演劇練習場	大練習室	円 5,500	円 5,700	円 5,700	円 10,000	円 10,700	円 15,700	円 10,900	円 19,800	円 15,000	円 24,200
	中練習室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小練習室 1から4まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700

備考

- 1 施設利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増とする。
- 2 利用時間を超過して利用した場合の使用料の額は、規則で定める。
- 3 施設の付属設備及びその他の設備の使用料の額は、規則で定める。
- 4 第9条第1項又は第2項の規定により施設利用者が特別の設備をした場合において、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費相当額を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市千早音楽・演劇練習場の供用は、規則で定める日から開始する。